

低入調査基準価格引き上げ

来月から直轄工事で適用

国 交 省

一般管理費計上など算定

国土交通省は、低入札価格調査基準価格の引き上げ運用をきょう31日付で各地方整備局などに通達する。基準価格の算定方法の見直しを図り、従来算定されていなかった一般管理費を計上し、現場管理費の算定割合も引き上げる。新たな調査基準価格の算定は、4月以降に入札公告を行う直轄工事から適用を開始する。

見直しは、赤字受注による工事品質の低下や下請業者へのしわ寄せを防ぐことが狙い。調査基準価格ラインの引き上げによって平均落札率を予定価格の85～90%程度に向上させ、受注業者の営業利益の安定化につなげる。基準価格ラインは現状の平均75～76%から5%程度アップし、80～81

%に引き上げられる見通しだ。

新たな算定方法では、

▽直接工事費の95%▽共通仮設費の95%▽現場管理費の60%▽一般管理費の30%の合計額を用いる。これまでは計上されていなかった一般管理費を算定に加えるとともに、現場管理費の計上比率を引き上げることが大

きなポイント。直接工事費や共通仮設費についても新技術導入やコスト削減の工夫による効果を反映し、応札者の平均的値に見直す。従来の算定方法は、予定価格算出のベースとなる額が、▽直接工事費▽共通仮設費▽現場管理費の20%の合計額と規定されていた。

低入札調査基準価格の

引き上げは、公共工事の品質確保に関する関係省庁連絡会議が28日に正式

決定した「当面の対策」の柱の一つ。同対策では各省庁や地方自治体での調査基準価格見直し実施

も盛り込まれている。国交省では「新たな算定方法を」メルクマー（指標）として用いて

もちろん勘案かける」としており、直轄工事以外での引き上げ運用の普及を視野に入れている。

20年 3月 31日

建設産業新聞